

ギャンブルと多重債務等について

弁護士 池 田 賢 太

北海道合同法律事務所（札幌弁護士会）

私がお話しできること・・・

- ▶ 私がお話しできること
 - ▶ わずかな実務経験からお話しできること
 - ▶ 勉強してみて分かったこと
- ▶ 多重債務者の方々と向き合って
 - ▶ その多くは、生活困窮者
 - ▶ 他方、ギャンブル依存の相談は増加傾向？
- ▶ 刑事事件を通じて依存症に触れた
 - ▶ 覚せい剤事犯を通じて、札幌MACと出会う



多重債務者の方々と向き合って

- ▶ 2011年12月に弁護士登録
- ▶ 最初の「多重債務者」に対するイメージ
 - ▶ お金の管理もできないだらしない人
- ▶ 目の前に現れた生身の「多重債務者」
 - ▶ 生活困窮者が生活費のために借入を行う
 - ▶ 社会保障制度を使わない・使えない



多重債務とはなにか

▶ 「多重債務」とは何か

- ▶ 複数の消費者金融や信販会社などから借り入れること。特に、すでにある借金の返済のために別の業者からさらに借り入れ、借金が増え続ける状態のこと。経済不況による生活苦、無計画なカードローンの利用、違法業者からの借り入れなど、さまざまな要因がある。多重多額債務。(デジタル大辞泉)

- ▶ 私の経験によると、最初のきっかけは「生活費が少し足りなくて…」という方が多い。



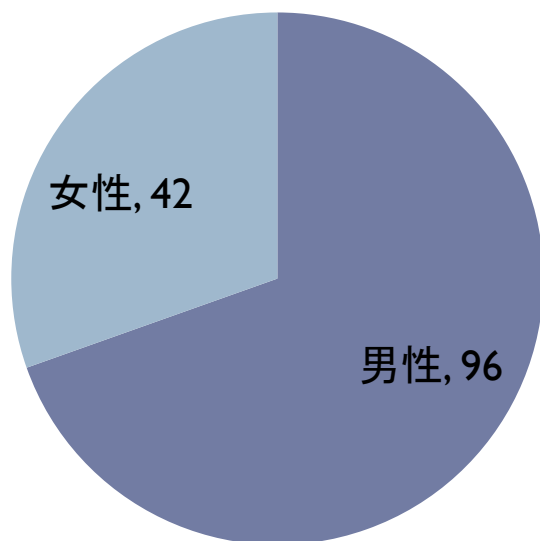
北海道財務局の相談状況から

- ▶ 多重債務者相談窓口の相談状況(平成26年度上期)

<http://hokkaido.mof.go.jp/kinyu/soudan/>

<http://hokkaido.mof.go.jp/content/000103061.pdf>

- ▶ 相談者のプロフィール
性別

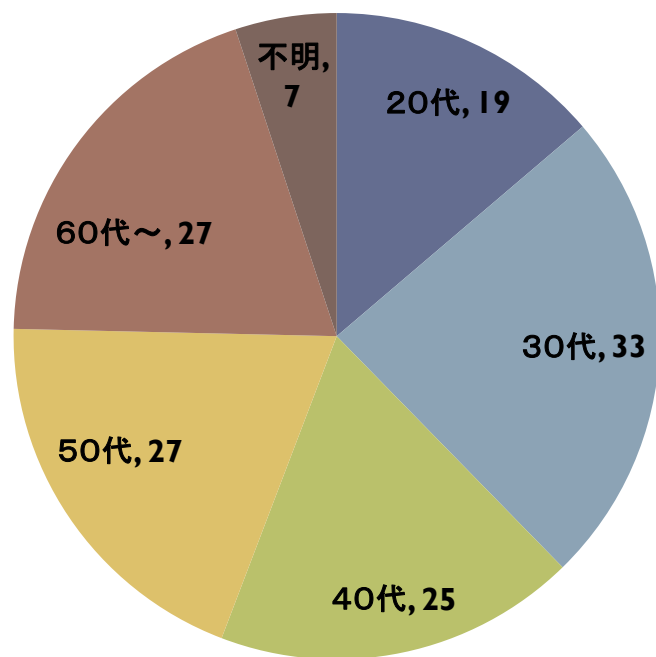


性別	構成比		
	25年度		26年度
	上期	下期	上期
男性	67.7	75.0	69.6
女性	32.3	25.0	30.4

北海道財務局の相談状況から

- ▶ 多重債務者相談窓口の相談状況(平成26年度上期)
- ▶ 年齢層

年 齢

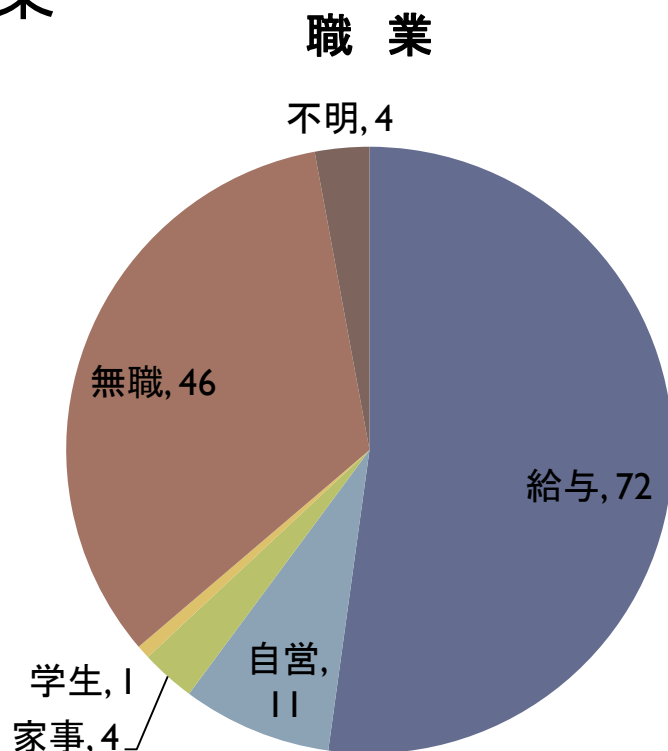


年齢	構成比		
	25年度		26年度
	上期	下期	上期
20代	11.3	9.5	13.8
30代	20.2	31.0	23.9
40代	22.6	26.2	18.1
50代	16.1	9.5	19.6
60代~	23.4	23.8	19.6
不明	6.5	0	5.1

北海道財務局の相談状況から

▶ 多重債務者相談窓口の相談状況(平成26年度上期)

▶ 職業



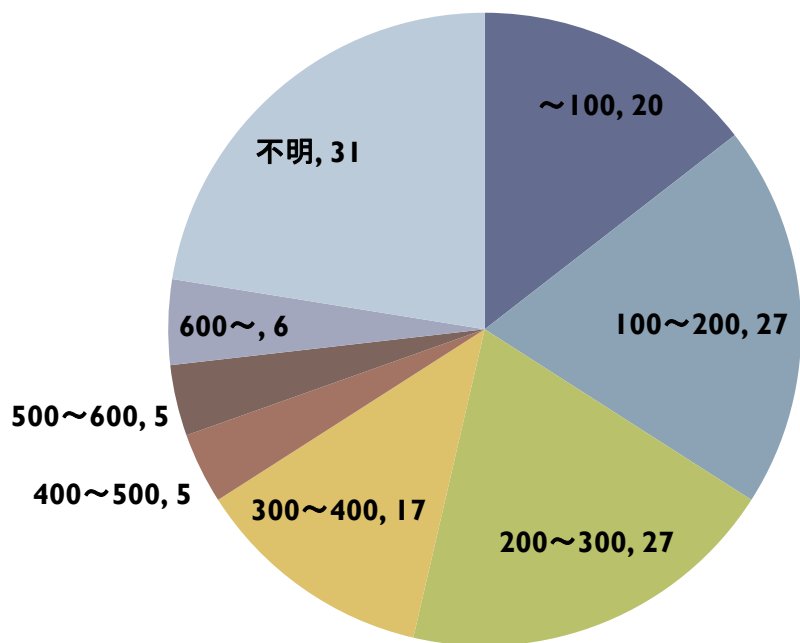
職業	構成比		
	25年度		26年度
	上期	下期	上期
給与	49.2	48.8	52.2
自営	8.1	11.9	9.0
家事	1.6	1.2	2.9
学生	0.8	1.2	0.7
無職	34.7	33.3	33.3
不明	5.6	3.6	2.9

北海道財務局の相談状況から

▶ 多重債務者相談窓口の相談状況(平成26年度上期)

▶ 年収(単位:万円)

年 収

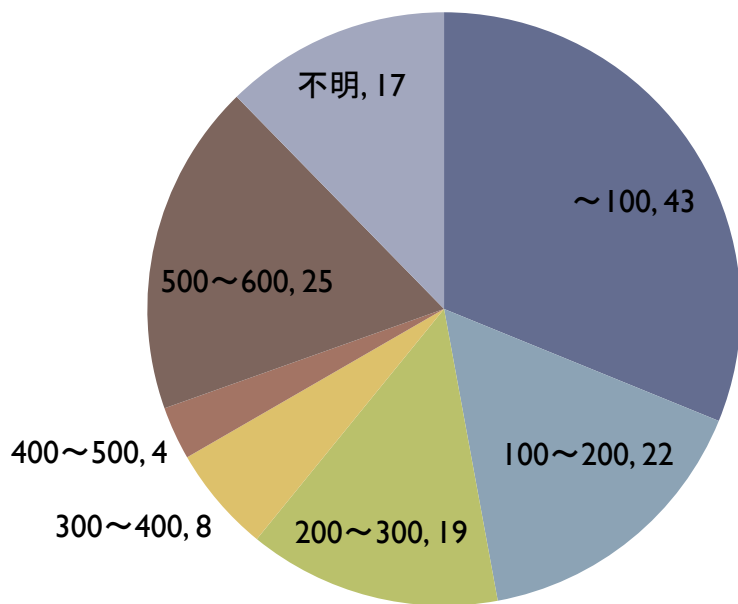


年収	構成比		
	25年度		26年度
	上期	下期	上期
~100	8.9	15.5	14.5
100~200	18.5	21.4	19.6
200~300	18.5	15.5	19.6
300~400	15.3	19	12.3
400~500	8.1	2.4	3.6
500~600	4.0	6	3.6
600~	5.6	3.6	4.3
不明	21.0	16.7	22.5

北海道財務局の相談状況から

- ▶ 多重債務者相談窓口の相談状況(平成26年度上期)
- ▶ 借入状況(相談過程で聴取できた額。単位:万円)

借入額

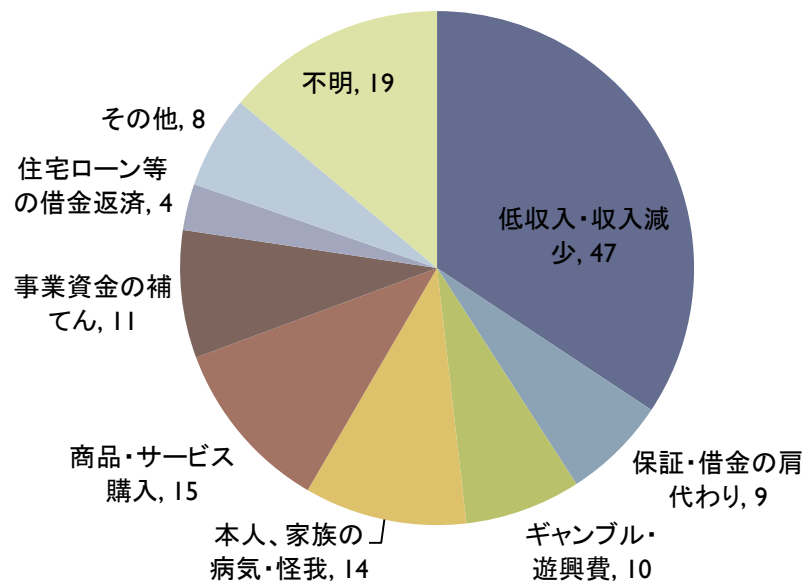


借入額	構成比		
	25年度		26年度
	上期	下期	上期
~100	18.5	29.8	31.2
100~200	18.5	19.0	15.9
200~300	8.9	8.3	13.8
300~400	6.5	10.7	5.8
400~500	4.8	3.6	2.9
500~600	25.0	19	18.1
不明	17.7	9.5	12.3

北海道財務局の相談状況

- ▶ 多重債務者相談窓口の相談状況(平成26年度上期)
- ▶ 借入れのきっかけ

借入理由



借入理由	構成比		
	25年度		26年度
	上期	下期	上期
低収入・収入減少	25.8	32.1	34.1
保証・借金の肩代わり	12.9	17.9	6.5
ギャンブル・遊興費	10.5	9.5	7.2
本人、家族の病気・怪我	9.7	10.7	10.1
商品・サービス購入	8.9	6	10.9
事業資金の補てん	7.3	2.4	8
住宅ローン等の借金返済	3.2	4.8	2.9
その他	8.1	6	5.8
不明	13.7	10.7	13.8

ギャンブルを原因とする多重債務

- ▶ データを見てくると、さほど多くないのが実情
 - ▶ ギャンブル依存を強調すると、多重債務の本質が見えない
- ▶ 他方、深刻な事例が少なくない
 - ▶ 公営ギャンブルやパチンコは、違法行為ではない。
 - ▶ ギャンブルによる借金を深刻な問題として認識していない。
 - ▶ 依存症という病識も無い方が多い。
 - ▶ 借金の額としても多額になる方が多い印象



グループセラピー定着群のプロフィール

▶ 出展：田辺等「ギャンブル依存症』（2002年、NHK出版、81頁）

年齢	診断	ギャンブルの種類	学歴・職歴	家族
45	病的賭博	競馬 (約600万円)	高卒・製造業課長(勤続25年)	妻、子2人
34	病的賭博(失踪型連続賭博)、躁うつ病	パチスロ (約200万円)	大卒・大企業中途退社・アルバイトを経て非常勤教員	独身 両親同居
38	病的賭博	ポーカー (約1100万円)	大卒・エンジニア(勤続14年)	妻、子3人
48	病的賭博	競馬 (約3000万円)	大卒・メーカー営業職(勤続20年)	妻、子2人
47	病的賭博	パチスロ (約800万円)	高卒・サービス業営業職(勤続10年)	妻、子1人
39	病的賭博、アルコール依存症、薬物依存症	パチンコ (約600万円)	中卒・土木を経て生活保護	独身 両親別居
49	病的賭博	マーじゃん (約600万円)	高卒・デザイン(勤続20年)	妻、子1人
26	病的賭博	競馬 (約900万円)	高卒・土木営業	妻
28	病的賭博	パチンコ (約120万円)	高卒・福祉系事務	妻

ギャンブル依存の多重債務の整理

▶ 免責不許可事由（破産法252条1項4号）

- ▶ § 252 裁判所は、破産者について、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない場合には、免責許可の決定をする。

4 浪費又は賭博その他の射幸行為をしたことによって著しく財産を減少させ、又は過大な債務を負担したこと。

- ▶ 賭博：賭事、博戯のすべてを含む

▶ カジノ本質は賭博であるから、免責不許可事由に該当。

- ▶ 裁量による免責を求める（§ 252 II）か、民事再生手続へ。
-



カジノは賭博！

- ▶ 賭博は刑法でも禁じられている行為
 - ▶ 賭博行為は、国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の美風を害するばかりでなく、甚だしきは暴行、脅迫、殺傷、強窃盗その他の副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがある(最高裁大法廷昭和25年11月22日判決)
- ▶ 「IR」とか「カジノ」とかいうから分かりにくくなってしまいう
カジノと言えば聞こえはいいが
「賭場」と言ったらどうだろう



刑法 185条【賭博罪】

- ▶ 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。
- ▶ 賭博とは、偶然の勝敗によって、財物・財産上の利益の得喪を2人以上の者が争う行為をいう。
- ▶ 金銭を賭けた場合は、その性質上、一時の娯楽に供する物を賭けた場合にあたらぬ(大審院大正13年2月9日判決)。



刑法 186条1項【常習賭博罪】

- ▶ 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。
 - ▶ 「常習として」とは、賭博行為を反復累行する習癖をいう(大審院大正3年4月6日判決)。
 - ▶ 博徒等でなければ常習性が認められないわけではない(大審院大正2年7月10日判決、最高裁昭和26年3月15日判決)。



刑法186条2項【賭博場開帳等凶利罪】

- ▶ 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。
 - ▶ 「賭博場を開帳」するとは、犯人自ら主宰者となって、その支配下において賭博をさせることをいい(最高裁昭和25年9月14日判決)、そこで実際に賭博が行われたことを要しない(大審院明治43年11月8日判決)。
- ▶ ポイントは、賭博をした人よりも、賭博場を開いた者の方が、重いこと(賭博場開帳等凶利罪には、懲役刑しかない！)。



刑事事件を通じて、札幌MACと出会う

- ▶ 薬物事犯の弁護人として、依存症を知る
 - ▶ 女性の薬物依存症者をどのように社会復帰させるか。
 - ▶ 札幌MACの存在を知る。

 - ▶ グループミーティングを見学して
 - ▶ 毎日毎日、定期的に自分の行動を振り返る。
 - ▶ 言いつばなし、聞きつばなしで、秘密を漏らさない。
 - ▶ 「今日飲みたいけど、明日にしよう」といってクリーンを保つ。
 - ▶ 「今日一日だけ」
 - ▶ パーソナリティが歪んでいるから依存症になったのではなく、依存症という病気の進行とプロセスの中でパーソナリティが歪んでしまったのだ。
-



ご清聴ありがとうございました。

